

運営協議会における合意形成のあり方検討会 第4回議事概要

日 時： 平成23年3月8日（火） 13:00～15:00

場 所： 中央合同庁舎3号館（国土交通省）8階 自動車交通局第1会議室

秋山座長の開会宣言。事務局より資料説明を行い、意見交換が行われた。
概要は以下のとおり。

- 運送の対価については、実費かつ非営利の範囲内であることが法令の趣旨であり、タクシー運賃の概ね1/2の範囲内であればすべて認められるというわけではない。実費の範囲を明確にすることは極めて困難であるため、タクシーの概ね1/2の範囲を目安としているものとする。逆にタクシー運賃の概ね1/2を超えていたとしても、実費かつ非営利の範囲であると認められる場合は、運営協議会の合意を得て設定することは可能。
- 運送の対価を設定する際に、道路運送法上の基準に沿って、実費かつ非営利の範囲であると認められる対価設定を行えば、運営協議会の場で反対されることはほとんどないのではないかと考えられる。
- 運営協議会の構成委員が、自家用有償旅客運送制度についての理解を正しく行うことにより、スムーズな合意が得られるのではないかと考えられ、運輸支局の担当者が十分に説明を行うことが重要ではないかと考えられる。
- 運営協議会を効率的に運営するための方策にある、旅客の範囲についての判定を高度かつ専門的な知識を有する者が行うことについて、単独で公共交通機関を利用することが困難であるかの見解を伺い、運営協議会として当該見解を尊重し判断してはどうか。
- 「運転者要件」や「保険担保状況」について協議することが必要なのか。市町村や運輸支局において事前に内容を確認し、運営協議会では確認結果の報告のみで足りるのではないかと考えられる。
- 市町村及び運輸支局が、事前チェックをして報告することは問題ない。しかし、構成員が報告のあった項目に対して、運営協議会で質疑が出来ないことは問題である。
- 「必要性」については最初に時間をかけて議論を行い、関係者が認識を共有することが重要であり、このため、他の協議項目については議事の効率化を図ることにより、「必要性」の議論を十分に行うことが大切である。